

北名古屋市立学校施設開放非常時対応について

北名古屋市立学校施設開放利用者の安全確保のため、非常時については、下記のとおり対応しますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

1 風水害発生時

(1) 臨時休止

北名古屋市内に「特別警報」、「暴風警報」が発令された場合、及び学校施設を避難所等として使用する場合は臨時休止とします。

※ 上記の警報が発令されていない降雨時においても、原状復旧ができないと判断される場合は、グラウンドの使用を控えてください。

(2) 再開時刻

特別警報・暴風警報が解除された場合、原則、以下の表のとおり運営を再開します。

特別警報・暴風警報解除時刻	再開時刻
午前5時までに解除	午前7時から
午前7時までに解除	午前9時から
午前9時までに解除	午前11時から
午前11時までに解除	午後1時から
午後1時までに解除	午後3時から
午後5時までに解除	午後7時から

※ 午後5時までに解除されない場合は、休止とします。

※ 上記の再開時刻においても学校施設を避難所等として使用している場合は、引き続き使用できません。また、原状復旧ができないと判断される場合は、グラウンドの使用を控えてください。

※ 被害状況により上記時間に再開できない場合があります。

※ 上記基準に基づかない場合は、教育長が決定します。

2 地震・火災発生時

(1) 臨時休場

施設に甚大な被害があった場合、また、学校施設を災害活動施設として使用する場合は、臨時休止とすることがあります。

(2) 再開日

施設、市内被害の復旧状況に応じ、再開日を決定します。

3 新型コロナウイルス等による感染症発生時

(1) 臨時休館

新型コロナウイルス等感染症拡大による国・県の「緊急事態宣言」の発令又は県内・市内の感染者発生状況により、臨時休館とすることがあります。

(2) 再開日

感染症発生状況に応じ、再開日を決定します。

※再開後においても人数制限、使用前の検温等の利用制限を設けることがあります。

4 「風水害」、「地震・火災」、「新型コロナウイルス等による感染症」発生時共通事項

(1) 臨時休場とした場合の周知方法

市ホームページに臨時休止及び再開の案内を掲示します。

(2) 使用料還付

非常時における臨時休場及び施設管理者に瑕疵・過失が無い故障等により施設が使用できなくなった場合は、照明設備使用料は還付しますが、その他の補償はできませんので、ご了承ください。